

## 記者会見要旨

日 時：2017年9月27日（水）15：30～16：30  
場 所：東証ARROWS プレゼンテーション・ステージ  
会 見 者：取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭

清田 まずは、株式等の決済期間の短縮化についてご説明します。  
お手元の参考資料を、適宜、ご覧いただければと思います。  
株式が取引されてから決済されるまでの期間におきましては、  
その間に仮に証券会社に破綻などが生じた場合、予定どおりに証  
券や資金の受渡しができなくなるといった決済リスクが想定さ  
れます。

現状、我が国における株式の決済は約定日の3営業日後に行わ  
れておりますが、欧米主要国ではすでに約定日の2営業日後にな  
っております。

今回の対応は、こうした海外の流れを踏まえ、我が国株式市場  
におきましても、決済リスクを削減し、国際競争力を維持・向上  
させるため、決済期間を約定日の2営業日後（「T+2」）にして  
いくものでございます。

こうした方向性については、我が国株式市場の幅広い関係者が  
参画しております「株式等の決済期間短縮化に関する検討ワーキ  
ング・グループ」により、昨年6月に最終報告書が公表されてお  
りますけれども、JPXグループとしても、こうした市場関係者の  
議論の方向性に沿った対応を行うものです。

実施時期の目標といたしましては、ワーキング・グループの最  
終報告書におきまして、「2019年の4月又は5月の連休明け」と  
設定されております。

決済期間の短縮化は、幅広い市場関係者にご対応を頂く必要が  
あるものでございますので、引き続き、関係者の皆様にご協力を  
いただけるよう、お願いしたいと考えております。

次に、フレックス・オプションの導入についてご説明します。  
大阪取引所では、来年度第一四半期を目途に、フレックス・オ  
プションを導入します。

これはオプション取引の新しい仕組みであり、権利行使日と権

利行使価格について、取引参加者からの申請に基づき、柔軟に設定可能とします。

これにより、現在、取引参加者や機関投資家が店頭で行っている標準的なオプション取引を、取引所で行うことが可能となります。

2008年の金融危機では、店頭デリバティブ取引に係るシステム・リスクが顕在化し、各国の規制当局は店頭デリバティブ取引に対する規制を強化してきました。

一方で、市場参加者においても、取引相手方の信用リスクを懸念して安全な上場デリバティブ取引へのニーズが高まっています。今回の取組みは、こうした市場のニーズに応えるものです。

フレックス・オプションの対象は、既存の有価証券オプション取引と指数オプション取引に加えて、新たにフレックス・オプションのみで取引を行う商品として上場する「東証銀行業株価指数オプション取引」及び「東証REIT指数オプション取引」とします。

また、取引ニーズの特性上、立会外取引のみを行います。

本商品の普及を通じ、多様な市場ニーズに応えるとともに、金融システムの安定性の確保に貢献してまいりたいと存じます。

記 者 質問は2点あります。

1点目は、安倍首相が衆院の解散を明言しました。北朝鮮情勢も依然として不透明な状況です。こういう状況下で、相場の見通しについてどのような見解をお持ちでいらっしゃいますか。

もう1点は東芝についてです。東芝メモリの売却先が日米韓連合に決まったということがあるんですけども、受けとめをお願いいたします。

清 田 最初のマーケットのご質問についてですが、7月の会見で、今のマーケットは下に行かない、ただなかなか上にも行かない状況と申し上げました。マーケットがなかなか2万円台に定着せずに、地政学リスク、北朝鮮の水爆実験等もあって9月の上旬には一時的に1万9,000円台の低いところまで落ちたりしましたが、海外マーケットが、特にアメリカで史上最高水準を連日更新するような環境の中で、1万9,000円台の後半まで回

復したと。そこに、先の週末だったでしょうか、安倍総理が、少なくとも私は全く想像していなかったタイミングで、解散総選挙を決断されたと。過去 12 回の選挙のうち 11 回は株価が上昇しているとの報道もありますし、今回も過去に倣って上昇しているのかなという見方もありますし、為替が北朝鮮情勢で一時 107 円台まで動きましたが、落ちつきを取り戻して本日は 112 円台まで来てもいる。そういう点から、今回は 2 万円台の株価が定着して維持されるのではないかという声を出す方が比較的多いという感じを受けております。

ただ、私はやはり、株価は企業価値で決まるものだと思うのです。もちろん、企業価値を評価するに当たって、いま言ったような政治や地政学リスクといった市場外要因も織り込まれていくわけですけれども、最大の要因は企業それぞれの独自の収益力であり、それが企業価値に反映され、上半期の業績予想も極めて好調と予想される状況になっていると思っております。

企業価値については、手前みそではありますけれども、2014 年のスチュワードシップ・コード、2015 年のコーポレートガバナンス・コードの適用により、企業経営者に対して企業の資本効率を高めるような監視体制と自律的な内部管理体制が定着してきたおかげで、日本企業の ROE が 10% 台に届くほど、企業価値の根本である稼ぐ力が上がってきたと思っておりますので、それがあまり変わらない、すなわち、日本の企業の収益力を決定づける環境が大きく変わらない限りは、日本株の環境は悪くないという期待を持っているところでございます。

2 点目の東芝の件ですが、やっと半導体部門の売却について、少なくとも会社としては意思決定をされたと。

しかしながら、売却契約がまだ最終的に調印されているわけではないですし、また、調印されたとしても、ウエスタン・デジタルとの訴訟案件は抱えたままで。さらに、独禁法の各国の審査、特に最大の販売先になり得る中国を含めて、来年の 3 月末までに審査が通るかどうかという問題も引き続き抱えているでしょうから、私どもとしては、引き続き、注意して見ていく必要があると考えています。

ただ、この問題については、これまでの会計不祥事その他の問題とは若干性質が異なっており、経営の意思決定の問題とみております。

これからの大企業の大きな課題は、きちんと来年3月末までに今のディールを完了できるかどうかだと考えています。

記者 最近拡大している仮想通貨の取引で、ICO という資金調達の仕方が国内でも始まろうとしています。上場企業の中にも、この ICO による資金調達を検討しているという会社が出てきているようですが、取引所としてどのように見ているのかを教えてください。

清田 ICO による資金調達については、企業が示す一定のビジネスプランを受け、それに出資をする人がいればコインやトークンと言われるものをお客様に付与し、企業は調達した資金で示したビジネスプランに取り組んでいくという仕組みだと私どもは理解しております。私どもは、フィンテックを研究するために、フィンテックラボという組織をつくっており、彼らに当然フォローはさせております。しかし、目先、取引所として具体的な取組みをするということは考えておりません。

記者 東芝の上場廃止の判断は、年内に結論を出すという方向性でよろしいでしょうか。

清田 ご指摘のように、特設注意市場銘柄に係る審査に相当時間をかけていることは事実です。時間をかけている理由は、東芝の経営に様々な変化が起き、次々と新しい事象が発生している中で、それらについても入念に調べていく必要があるからであり、真剣に取り組んで審査をしているということです。

もちろん、審査のスピードアップを図ることは必要だと思っておりますが、いつまでに結論を出すかというはっきりした時間軸はありません。ただ、審査に必要な材料はある程度そろってきたという感触はありますので、年内かどうかというご質問に直接お答えすることは難しいですが、一定の期間はかかるとしても、できるだけ早く結論を出したいという考えです。

記者 ビットコイン、仮想通貨の市場が広がりを持つ中で、JPX の経営に短期的、中長期的にどのような影響が出てくるのかということについてお伺いしたいと思っております。

先ほどお話をありました ICO が仮に広がれば、上場しなくても簡単に資金調達できるということで、新規上場というものが減っていくということも考え得るということもあると考えますが、取引所としてどのように対応していくのか、お考えをお聞かせください。

清 田 東京証券取引所ないしは大阪取引所、すなわち私どもの傘下の 2 つの取引所においては、仮想通貨を取り扱うということについては、ICO を含めて考えておりません。

数年前に仮想通貨を扱う会社が破綻した頃は、ビットコインということを知っている人はまだ少なかったのですが、仮想通貨の認知度が高まった今、同様の事象が起こると、社会的に与える影響が当時よりも大きく、フィンテックも含めた将来に悪影響が出る可能性があります。私どもとしては、仮想通貨交換業者にはできるだけ早く金融庁への届け出、登録をしてもらって、マーケットとして正常に発展してもらいたいと考えております。

記 者 関連してもう 1 点お願いします。アメリカの CBOE は、ビットコイン先物の上場を予定しています。ほかに、ETF の上場を目指す動きもあります。商品として注目している取引所も海外にはあるようですが、JPX にはそういったお考えはございますか。

清 田 CBOE の計画についてはニュースで聞いております。私どもは、将来的に証券取引所への上場が認められる金融商品と認定された場合に、投資商品としてふさわしいと考えた場合は別ですが、現時点では考えておりません。

記 者 東芝について、債務超過が 3 月末の時点では解消できないけれども、例えば 4 月、5 月に解消できた場合というのはどういう扱いになるのかということについて、お考えがありましたらお願ひいたします。

清 田 来年の 3 月末時点で債務超過を解消できていないことが明らかになれば、東証の上場規程に明確に抵触するわけですから、自動的に上場廃止になります。1 カ月、2 カ月、1 日でも、遅

れるということは抵触したということであり、救済措置はありません。ルールどおり適用されるとお考えください。

記者 先ほどの審査に時間がかかっているというところで、審査の開始から1年はかかるないということをおっしゃっていたと思うんですけども、あれは9月のところからだと理解していましたので、一応、1年はたった形になると思うんですが、あくまでそれは目安でしかなかったので、先ほどのご発言のほうが新しい、アップデートということでよいのでしょうか。

清田 昨年の9月に最初の内部管理体制確認書が提出され、その報告書に基づいて内部管理体制の改善状況を審査しました。その当時はウェスティングハウスの巨額損失の問題が発生する前でしたが、12月に結論を出して、ガバナンス上の問題などが残っていることもあるので、特設注意市場銘柄指定を継続したわけです。

それから1週間ほどのうちに、ウェスティングハウスの巨額損失の問題が発生して、全く局面が変わりました。今年3月末で巨額の債務超過になるというところまで追い込まれ、ウェスティングハウスをチャプター11によって連結決算から外すこととなり、また、東芝メモリを売らなければいけなくなりました。また、その巨額損失を「いつ認識したか」について、今度は新旧監査法人間の認識相違が発生しました。

これらの事象というのは、当時、想定されていなかったものでの、審査に長く時間がかけざるをえなくなったことについては、ご理解いただければと思います。

記者 本決算の限定付適正意見というものに対してのご評価を伺います。限定つきの適正とは言いながら、非常に厳しい監査法人側からの指摘が入っておりますし、内部統制に関するものでないというように受け取れます。マーケットに対する問題というところと、やっぱり内部統制がちゃんとしていないように見えてしまうことに対して、どのようにご覧になっているかというところをいただければと思います。

清田 8月10日に提出された有価証券報告書に付された監査意見は

「限定付適正意見」でした。その理由は何だったかというと、ウェスティングハウスの巨額損失の認識について、2015年度にも計上しておくべきだったのではないかという主張と、2015年度には適正な処理が行われているという意見の相違によるものであり、現在の監査法人は、自らの、2015年度にも計上しておくべきだったとの主張を通して意見をつけたということです。

このように「限定付適正意見」は、ウェスティングハウスに関する部分なわけですが、3月29日に連結から外れておりますので、現在の東芝、すなわち今年度に入ってからの東芝の内部管理体制には、影響を及ぼさないものかと思われます。

したがって、今のところ、自主規制法人ではそれ以外のポイントを精査しているところと認識しておりますし、確かに内部統制報告書は「不適正意見」が付されているわけですけれども、その理由も同じところに起因しているものですので、基本的には今年度以降の現在の東芝は、そうした過去の問題点はクリアしているという形で監査法人からも認定されているのではないかと受けとめています。

ただ、ご指摘のように、有価証券報告書の提出を何回も延長していいのかといったことなども含めて、マーケットにおける信頼性、モラルハザードを懸念するご意見をいただくこともありますので、本当に東芝の内部管理体制が改善されているかという点に関しては、自主規制法人で徹底して確認作業を行っています。

現在の東芝は、以前の問題が発覚したときの東芝と比較すれば、相当程度変化してきているはずだと私は思っておりますが、その内容が特設注意市場銘柄から解除するのに十分かどうかについては、今、自主規制法人が精査しているところです。

以上